

## 藤井寺市自動販売機設置事業者募集要領

藤井寺市が行う自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知の上、申し込みください。

### 1 公募物件

(1) 清涼飲料水 公募物件一覧を参照

(2) 食品 公募物件一覧を参照

※ 設置は物件番号ごとに各1台とします。なお、自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、応募の前に設置場所の確認をしてください。

※ 確認を行った上の応募とみなしますので、応募後の提示金額の変更はできません。

※ 設置面積には、使用済み容器の回収ボックスを含みません。

### 2 応募資格要件

次の要件を満たす法人、個人又は藤井寺市内の公共的団体等に限り応募することができます。

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について、3年以上の実績を有している者であること。

(3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること(該当についてのみ。)

(4) 藤井寺市暴力団排除条例(平成25年藤井寺市条例第28号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

(6) 市の指名停止措置を受けている者又は不利益処分(違法又は不適當な行為によるものである場合に限る。)を受けている者でないこと。

(7) 国税及び藤井寺市税の未納がないこと。

### 3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和8年7月1日から令和9年3月31日までです。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと藤井寺市が判断する場合は、当初藤井寺市が設定した公募条件を変更しないことを前提として原則、令和9年4月1日から4年を限度に、引き続き使用許可を行います。なお、令和9年度より指定管理者制度の導入を検討している施設については、施設運営の方針により更新を行わない場合があります。

② 使用料

物件ごとに設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とします。

使用料は、藤井寺市の発行する納入通知書により、藤井寺市の指定する期限までに全額納入してください。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費(電気工事含む。)、移転費等の一切の費用は設置事業

者の負担とします。

また、電気使用料についても設置事業者の負担とし、年額電気使用料(設置期間が1年に満たない場合はその期間の額)を当該期間の終了時に藤井寺市が指定する期限までに全額納入してください。

電気使用については、子メーターを設置する場合は、指示値により計測した使用量に電気料金単価(税込)を乗じて積算した額、子メーターを設置しない場合は、以下のとおり積算して得た額とします。なお、設置する電量子メーターについては適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とします。

※子メーターを設置しない場合の電気料金の積算式(1年間設置の場合)

自動販売機の年間消費電力量×各施設における電気料金単価(年平均単価)

※上記計算方法により算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てとする。

#### ④ 設置条件

自動販売機は、物件番号ごとの設置位置図に示した場所に、公募物件ごとに示した外形寸法を超えないものを設置してください。また、転倒防止対策も併せて行ってください。

### (2) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。
- ② 使用期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、藤井寺市の指示に従うこと。
- ⑤ 清涼飲料水の販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。
- ⑥ 食品の自動販売機は、食品に対応した汎用のものを用いること。また品目は菓子パン、菓子類等とする。

### (3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。  
また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 原則として清涼飲料水の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器(缶・ビン・ペットボトル等)の種類に応じた使用済容器の回収ボックス又はゴミ箱を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

### (4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を藤井寺市に請求することができません。

## 4 応募にかかる質問

### (1) 質問受付期間

令和8年5月15日(金)から令和8年5月22日(金)午後5時まで

※電子メールのみの受付とします。

電子メールアドレス [sports@city.fujiiidera.lg.jp](mailto:sports@city.fujiiidera.lg.jp)

※郵送、電話、FAX による受付は行いません。

※質問は別添ホームページの「質疑について」の記載のとおり指定の「質疑事項書」に質疑者名、メールアドレス、公募物件名称を明記してください。なお、明記がない場合はお答えできません。

(2) 質問回答期限

質問の回答については、令和8年5月26日(火) 午後5時までとします。

(3) 回答方法

ホームページ上にて回答を行います。

## 5 応募申込手続

(1) 申込方法

① 郵送の場合

申込受付期間 **令和8年5月15日(金)～令和8年6月3日(水)必着**

送付先 〒583-0008 藤井寺市大井1丁目2番20号

藤井寺市教育委員会事務局教育部スポーツ振興課施設管理担当 宛

② 持参の場合

申込受付期間 **令和8年5月15日(金)～令和8年6月3日(水)**

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

提出場所 藤井寺市大井1丁目2番20号

藤井寺市教育委員会事務局教育部スポーツ振興課施設管理担当

(2) 申込みに必要な書類

① 応募申込書(藤井寺市所定様式) 1部

② 応募価格提案書(藤井寺市所定様式)

※**提案書**には応募物件ごとに物件番号、設置場所、事業者名を記載すること。

※**応募物件ごとに定型封筒(長形3号など)**に事業者名を記載して封入すること。

③ 誓約書(藤井寺市所定様式) 1部

④ 印鑑証明書(※①②③の書類の押印は印鑑証明書と同一の印でお願いします) 1部

⑤ 法人の場合は現在事項証明書の写し、個人の場合は住民票記載事項証明書の写し(発行日から3ヶ月以内のもの) 1部

⑥ 応募資格要件2-(3)にかかる許認可等の免許証の写し(該当の場合のみ) 1部

⑦ 国税の未納の税額がないことの証明書の写し(公共的団体等は不要) 1部

⑧ 事業概要 1部

〈法人〉

(ア) 会社概要

(イ) 直近の貸借対照表、損益計算書

〈個人〉

(ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの

(イ) 直近分の所得税確定申告書の写し

〈公共的団体等〉

(ア) 団体の規約、役員名簿

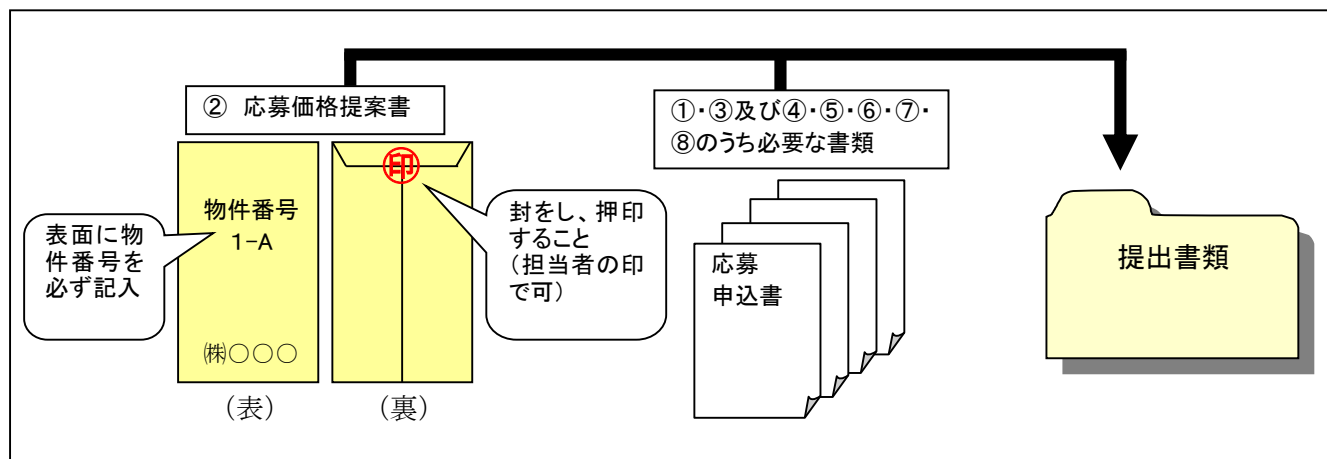
(イ) 直近の収支計算書、実績等がわかるもの

(3) 書類の提出について

応募価格提案書を事業者名の記載した定型封筒(長形3号など)に入れた上で封をし、その封筒の

表面に公募物件番号を油性ボールペン等で記入し、応募申込書その他必要書類を添えて、持参又は郵送により提出してください。(次ページ参照)

複数の公募物件に申し込むことができますが、②応募価格提案書は1物件ごとに封筒を分けてください。



#### (4) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

## 6 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 応募価格提案書を開封し、公募物件に対し、藤井寺市が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込を行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、本市の契約検査課職員の立会いのもと、くじにより選定します。
- (3) 最高価格提案者が業務の遂行が困難であることが判明した場合や、提案書の内容について実現できないと明確に判明した場合は、次点の価格提案者と交渉することがあります。

#### (4) 設置事業者の決定

- ① 日 時 令和8年6月10日(水) 午前10時から
- ② 場 所 市庁舎3階 入札室
- ③ 注意事項 公開選定の立会いは応募者であれば申込み等不要で参加していただけますが、1社当たり、2名までとさせていただきます。

#### (5) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を通知するとともに、藤井寺市ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人・公共的団体の区分を掲載します。

## 7 使用許可申請の手続き

設置業者に決定した者は、各設置場所の担当課より手続等の連絡をします。

令和8年6月24日(水)までに、行政財産使用許可申請書を各設置場所担当課に提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》※提出部数は各1通

- ① 行政財産使用許可申請書(藤井寺市指定様式)
- ② 設置場所の図面
- ③ 設置する自動販売機のカタログ(寸法、消費電力のわかるもの)

## 8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合

## 9 その他

使用許可の手續に関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

## 10 応募担当課

藤井寺市教育委員会事務局教育部スポーツ振興課施設管理担当

電話 072-939-1141(ダイヤルイン)

電話 072-939-1111(代表)内線6131

FAX 072-939-9996

eメール [sports@city.fujiidera.lg.jp](mailto:sports@city.fujiidera.lg.jp)

# 応 募 申 込 書

令和 年 月 日

藤井寺市長 様

住 所 (所在地) (〒 - )

氏 名

法人・団体名

印

代 表 者 名

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

E-mail

藤井寺市自動販売機設置事業者募集について、募集要領の各事項を承知の上、申し込みます。

(同封書類)

1. 応募価格提案書 (応募物件ごとに事業者名の記載した定型封筒に封入のもの)
2. 誓約書
3. 印鑑証明書
4. 現在事項証明書(個人の場合は住民票記載事項証明書)の写し
5. 許認可を必要な場合は、免許証の写し
6. 国税の未納の税額がない証明書
7. 事業概要

## 応募価格提案書

- 1 藤井寺市自動販売機設置事業者募集
- 2 設置場所 \_\_\_\_\_
- 3 設置希望物件番号及び提案使用料（年額で記載すること）

物件番号	応募価格（提案使用料）消費税込			
				0 0円

令和 年 月 日

(あて先) 藤井寺市長 岡田 一樹

住所（所在地）（〒 \_\_\_\_\_ ）

氏 名

法人・団体名

代 表 者 名

印

- ※
1. 物件番号を記入してください。
  2. 応募価格は、藤井寺市が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
  3. 応募価格は、年額使用料（消費税込み）とし、百円単位で記入してください。
  4. 金額はアラビア数字で記入してください。
  5. 初めの数字の頭に¥を記入してください。
  6. 金額の訂正は無効です。
  7. 記名押印がないものは無効です。
  8. 1物件番号ごとに応募価格提案書1枚を使用してください。（コピー可）
  9. **必ず事業者名を記載した封筒に封入し、封筒の表面に物件番号を記入してください。**

## 誓約書

私は、藤井寺市が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、自動販売機設置事業者募集要領について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 自動販売機設置事業者募集要領の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、藤井寺市ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人・公共的団体の区分を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

藤井寺市長 様

住 所

(所在地)

氏 名

法人・団体名

代表者名

印